



愛知県最低賃金の改正決定に係る愛知地方最低賃金  
審議会の意見に関する公示

愛知労働局一般公示 第79号

令和2年8月5日、愛知地方最低賃金審議会から、愛知県最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、その要旨を別紙のとおり公示する。

なお、愛知県の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、同法第12条の規定に基づき、令和2年8月20日までに愛知労働局長あて（名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館）異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

令和2年8月5日

愛知労働局長 木原 亜紀生

愛知県最低賃金の改正決定に係る愛知地方最低賃金審議会の意見の要旨

愛知県最低賃金を次のように定めること。

- 1 適用する地域  
愛知県の区域
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間 927円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
令和2年10月1日